

インターネット回線を利用した学会等での 自社医薬品関連情報放映時の費用負担

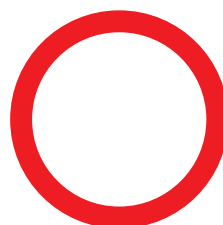


B学会の学術集会はインターネット上で実施され、全ての学会員が自らの施設等から視聴する形で開催されます。このたび、B学会から当社に以下のような募集がありました。これによると、学会当日、1時間の枠で自社医薬品に関連する情報のライブ映像が放映され、当日と同じ収録内容を、学会終了後7日間、学会員が視聴できます。募集金額は1枠30万円となっています。このような募集*に応じることはできるでしょうか。

*このような情報提供について学会側では共催セミナー等と呼んでいる場合が多いようです。



回答



応募できます。インターネット回線を利用した学会等開催において、学会参加者に自社医薬品に関する情報をインターネット上で配信する際、配信に必要な費用の名称は問わず広告料として学会に支払うことができます。なお、これはライブ配信がない場合であっても同様です。